



職員の給与に関する報告及び勧告 公務運営の課題に関する報告

令和7年10月

沖縄県人事委員会

人 委 第 5 0 9 号
令和7年10月7日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴 殿
沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕 殿

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に
関する報告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、一般職の職員
の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告しま
す。併せて、公務運営の課題について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	1
1	職員の給与	1
2	民間の給与	3
3	公民給与の比較方法の見直し	6
4	職員給与と民間給与との比較	8
5	物価及び生計費	9
6	人事院勧告等の概要	9
7	本年の給与改定	11
8	教育職員の処遇改善	13
9	勧告実施の要請	13
別紙第2	勧告	15
別紙第3	公務運営の課題に関する報告	46
1	人材の確保・育成及び能力や実績に基づく人事管理の推進	46
2	勤務環境の整備	48
3	服務規律の確保と法令遵守の徹底	52

参考資料

1	職員給与関係	1
2	民間給与関係	38
3	標準生計費及び労働経済指標	53
4	人事院勧告等の概要	56

別紙第 1

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告及びその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行っており、その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

(1) 職員の状況

本委員会は、本年 4 月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和 7 年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第 1 表に示すとおり、職員の総数は 20,419 人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について 9 種 11 給料表が適用されている。

第 1 表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	任期付研究員の職	特定任期付の職	任期付の職 (行政職)	計
職員数	4,685	2,873	49	12,310	207	268	1	4	22	20,419
職員の例	行政職員	警察官	船員	小中高の 校等の教員	農林水産 工業関係 研究員	医師 保健師 等	若手型 任期付 研究員	特定任期 付職員	行政職員	
給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	海事職 給料表	教育職 給料表 (2)(3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)(2)(3)	第 2 号任期 付研究員 給料表	条例第 7 条 第 1 項の 給料表	行政職 給料表	

(注) 1 任期付研究員の職とは、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 項第 2 号の規定により採用された職員の職である。

2 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により採用された職員の職である。

3 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢42.7歳、平均経験年数20.0年、平均扶養親族数1.1人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢41.3歳、平均経験年数18.5年、平均扶養親族数0.9人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,080 (54.3)	9,339 (45.7)	20,419 (100.0)
行政職	2,827 (60.3)	1,858 (39.7)	4,685 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,852 (82.5)	1,750 (8.6)	1,799 (8.8)	18 (0.1)	20,419 (100.0)
行政職	3,751 (80.1)	490 (10.5)	444 (9.5)	0 (0.0)	4,685 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の平均給与月額

本年4月における職員全体の平均給与月額は、第3表に示すとおり、400,756円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は362,091円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職 員 全 体	行 政 職
平 均 給 与 月 額		400,756	362,091
内 訳	給 料	365,726	330,115
	扶 養 手 当	12,561	11,079
	そ の 他	22,469	20,897

(注) その他は、管理職手当、住居手当等である。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

(1) 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内442の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した133事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。併せて、給与改定の状況等について調査を行った。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の職員給与と民間給与の比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は51.0%（昨年88.7%）となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は2.3%（同0%）となっている。

なお、ベース改定の慣行のない事業所の割合は46.7%（昨年10.3%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.7%（昨年85.5%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所の割合は2.9%（同0%）、定期昇給制度のない事業所の割合は11.3%（同14.5%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：％)

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
一般従業員（係員）	51.0	2.3	0.0	46.7
管理職（課長級）	47.8	3.4	0.0	48.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
一般従業員(係員)	88.7	85.9	31.9	3.9	50.1	2.9	11.3
管理職(課長級)	88.6	85.6	31.0	3.9	50.7	2.9	11.4

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 「定期昇給制度あり」及び「定期昇給実施」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で37.9％（昨年24.8％）、高校卒で14.0％（同21.4％）となっており、そのうち大学卒で65.2％（同70.9％）、高校卒で86.5％（同66.3％）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

項 目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	37.9	(65.2)	(34.8)	(0.0)	62.1
高 校 卒	14.0	(86.5)	(13.5)	(0.0)	86.0

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

ウ 諸手当の支給状況

(7) 住宅手当の支給状況

住宅手当の支給状況は、第7表に示すとおり、手当を支給している事業所は48.3%、借家・借間居住者に対する手当の最高支給月額の中位階層は27,000円以上28,000円未満となっている。

第7表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	48.3%
支 給 し な い	51.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(イ) 交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況については、距離段階別でみると、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の状況

	距離段階別定額制における支給月額					
距離（片道）	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,923円	7,674円	13,714円	19,602円	26,571円	38,049円
距離（片道）	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	40,711円	46,678円	54,329円	60,828円	67,344円	

（注）当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

(ウ) 特別給の支給状況

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第9表に示すとおり、所定内給与月額の4.64月分となっている。

第9表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	341,383 円
	上 半 期 (A ₂)	348,583 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	777,869 円
	上 半 期 (B ₂)	821,079 円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.28 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.36 月分
年 間 の 平 均		4.64 月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 公民給与の比較方法の見直し

(1) 比較方法の見直しに至る経緯

ア 公民給与の比較方法

公民給与の較差は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較して、算出している。

公務と民間企業では、それぞれ職種、役職段階、学歴、年齢などの人員構成が異なっており、それぞれの給与の単純平均により比較を行うことは適当ではない。そのため、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与の決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士を精緻に対比させるラスパイレス方式で公民給与の比較を行っている。

イ 見直しに係る最近の動向

人事院においては、国家公務員における官民給与の比較方法について、これまでも社会情勢の変化を踏まえつつ、専門的な見地から検証し、随時見直しを行ってきた。平成18年には比較対象企業規模について、従前の100人以上を、より広く民間企業の状況を公務員

給与に反映させる観点から、50人以上とする見直しを行った。

この比較対象企業規模について、人事院に設置された人事行政諮問会議は、令和7年3月の最終提言において、公務全体の人材確保のため、少なくとも従前の100人以上に戻すべきであるとした。

これを踏まえ、人事院は本年の人事院勧告にあたり、公務の職務・職責を重視し、比較対象企業規模を100人以上に引き上げる等、国家公務員の官民給与の比較方法の見直しを行ったところである。

(2) 比較方法の見直しの考え方

ア 比較対象企業規模

職員は、県民福祉の向上や地域社会の発展を支える原動力であるが、近年、志望者は減少傾向にあり、また離職者は増加傾向にある。その要因は様々であるものの、民間と比較した給与面での較差による影響も考えられる。

令和6年10月に知事部局の職員を対象に実施されたアンケートでは、定年前に退職の意向があると回答した者のうち、特に若年層では、その理由として収入が少ないことを挙げる者の割合が高くなっている。

公民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるが、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

以上の理由及び(1)イで述べた国における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、公民給与の比較のための対象企業規模を、100人以上とする。

イ 特別給の比較方法

前記アのとおり、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の公民比較においても、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

4 職員給与と民間給与との比較

前記3の見直し後の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第10表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,960円（3.01%）下回っていた。

第10表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
375,271円	364,311円	10,960円 (3.01%)

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第11表のとおりである。

第11表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第12表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で3.9%、沖縄県で4.1%、全国で3.6%上昇している。

第12表 消費者物価指数

区 分	令和7年4月	令和6年4月	対前年同月比（%）
那 覇 市	113.4	109.1	3.9
沖 縄 県	113.2	108.7	4.1
全 国	111.5	107.7	3.6

（注） 令和2年を100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第13表に示すとおりである。

第13表 那覇市における世帯人員別標準生計費

（令和7年4月分）

1人	2人	3人	4人	5人
128,420円	171,110円	183,900円	196,710円	209,510円

（参考資料 3 標準生計費及び労働経済指標 参照）

6 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び改定に関する勧告を行った。そのうち、給与勧告の概要は次のとおりである。

(1) 官民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があると考え、今年度から比較対象規模を従来の50人以上から100人以上に引き上げることとした。また、職務の特殊性、困難性、人材競合

関係などを考慮し、本府省職員と民間企業従業員の対応関係を従来の「東京23区に所在する本店・企業規模500人以上」から「1,000人以上」に引き上げることとした。

(2) 月例給

月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均15,014円（3.62%）下回っていることから、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員には、昨年を大幅に上回る俸給表の引上げ改定を行うとともに、本府省業務調整手当等を見直すこととした。

(3) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案した改定を行うこととした。

(4) 特別給

特別給（ボーナス）については、公務が民間を0.05月分下回っていたことから0.05月分引き上げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

(5) 職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築等

職務・職責を重視した新たな給与体系への移行については、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告としている。

なお、本年においては、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、本府省業務調整手当の見直し、在級期間表の廃止及び特地勤務手当等を見直しを行うこととしている。

(6) その他の見直し

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況を踏まえ、新たな距離区分を創設、現行の距離区分に係る支給額を引上げ改定するとともに、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するほか、月の途中に採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給で

きるよう所要の措置を講じることとしている。

また、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置することとしている。

(参考資料 4 人事院勧告等の概要 参照)

7 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定する必要がある。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(3) 地域手当

地域手当については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(4) 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当については、人事院勧告の趣旨、他の都道府県の動向及び本県の実情等を踏まえ、適切に対応する必要がある。

イ 月の途中に採用された職員等の通勤手当

月の途中に採用された職員等の通勤手当については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(5) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(6) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行う必要がある。

(7) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための措置については、国の動向、地方自治法の改正状況及び他の都道府県の動向を注視する必要がある。

(8) その他の課題

ア 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の給与については、職員との均衡を考慮し、適切に対応する必要がある。

イ 在級期間表の廃止

本年の人事院の報告において、職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇の確保を推進するため、在級期間に係る制度の廃止を行うこととしていることから、本県への影響を確認しつつ、他の都道府県の動向についても注視する必要がある。

ウ 転勤する職員に対する給与上の措置

特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について

は、人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の規定等の整備を行う必要がある。

また、特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

8 教育職員の処遇改善

教育職員の処遇については、令和6年8月の「中央教育審議会答申」^{※1}において、高度専門職である教師の職務の重要性及び教職の魅力向上の必要性等を踏まえた改善を求めており、また、令和7年6月の「骨太方針2025」^{※2}において、職責や業務負担に応じたメリハリのある給与体系への改善などについて閣議決定が行われたところである。

これらを受けて、国においては、高度専門職にふさわしい処遇及び職務や勤務の状況に応じた処遇を実現するための取組を進めており、令和7年6月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、教職調整額の段階的引上げ等が行われることとなった。当該法改正の趣旨、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、適切に対応する必要がある。

※1 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）

※2 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）

9 勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。

近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民福祉の向上のため、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な処遇を確保することは、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、職員の

士気を高く保持し、また多様で有為な人材の確保や組織活力の向上等を通じて、将来にわたる県の行政の効率的、安定的な運営に資するものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第２の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）を改正することを勧告する。

I 令和 7 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

イ アの改定後の教育職給料表(2)の備考 2 により加算される額を、職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては11,500円とし、4 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては3,800円とすること。

また、アの改定後の教育職給料表(3)の備考 2 により加算される額を、職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては11,500円とし、4 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては4,000円とすること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。

イ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を

主とする宿日直勤務は7,700円（勤務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、11,550円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(7) 令和7年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(4) 令和8年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、この勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(1)のイについては令和8年1月1日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

Ⅱ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正に伴う教育職員の処遇改善のための給与改定

1 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の改正

教育職員に支給される教職調整額について、給料月額¹の100分の10に相当する額とすること。

ただし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの期間における教職調整額については、次の表に相当する額とすること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

2 改定の実施時期

この改定は、令和8年1月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700						
	87	266,500	306,100	356,100						
	88	266,800	306,400	356,500						
	89	267,100	306,700	356,700						
	90	267,400	307,000	357,100						
	91	267,700	307,300	357,500						
	92	268,000	307,600	357,900						

	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

公安職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		

定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000					
	89	314,600	334,100	360,100	400,300					
	90	315,300	335,400	361,300	400,800					
	91	316,000	336,600	362,500	401,300					
	92	316,700	337,800	363,800	401,800					
	93	317,200	339,000	365,100	402,200					
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					

	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						
	125	339,100	368,500	389,500						
	126		368,900	390,000						
	127		369,300	390,500						
	128		369,700	391,000						
	129		370,100	391,300						
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,200	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600
	2	222,900	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400
	3	224,600	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200
	4	226,200	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000
	5	227,700	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800
	6	230,400	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500
	7	233,200	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200
	8	235,800	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800
	9	238,500	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200
	10	240,700	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400
	11	242,800	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600
	12	244,900	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600
	13	246,900	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500
	14	248,700	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500
	15	250,500	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500
	16	252,100	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400
	17	253,600	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700
	18	255,100	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600
	19	256,700	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400
	20	258,200	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300
	21	259,600	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200
	22	260,900	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100
	23	262,000	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000
	24	263,200	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900
	25	264,300	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700
	26	265,300	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400
	27	266,400	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000
	28	267,300	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600
	29	268,300	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100
	30	269,200	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600
	31	270,100	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200
	32	270,900	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800
	33	271,600	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
	34	272,300	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
	35	272,800	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100
	36	273,300	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
	37	273,900	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
	38	274,500	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
	39	275,000	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
	40	275,500	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600
	41	275,900	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
	42	276,300	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	
	43	276,700	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	
	44	277,100	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	
	45	277,700	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	
	46	278,300	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
	47	278,900	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
	48	279,500	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	280,000	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
	50	280,600	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
	51	281,200	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
	52	281,700	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
	53	282,200	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
	54	282,700	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
	55	283,200	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
	56	283,700	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
	57	284,200	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
	58	284,700	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
	59	285,200	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
	60	285,600	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
	61	286,000	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
	62	286,300	301,900	335,900	386,300	440,600		
	63	286,600	302,200	336,200	386,600	441,100		
	64	286,800	302,400	336,400	386,900	441,600		
	65	287,000	302,600	336,600	387,100	442,100		
	66	287,300	302,800	336,900	387,300	442,700		
	67	287,600	303,000	337,200	387,600	443,200		
	68	287,800	303,300	337,400	387,900	443,800		
	69	288,000	303,600	337,600	388,200	444,300		
	70	288,300			388,400	444,800		
	71	288,500			388,700	445,400		
	72	288,700			389,000	446,000		
	73	289,000			389,300	446,300		
	74				389,700	446,900		
	75				390,100	447,500		
	76				390,500	448,000		
	77				390,900	448,400		
	78				391,300	448,900		
	79				391,800	449,600		
	80				392,300	450,300		
	81				392,700	450,500		
	82				393,100			
	83				393,500			
	84				393,900			
	85				394,400			
	86				394,900			
	87				395,400			
	88				395,900			
	89				396,200			
	90				396,600			
	91				396,900			
	92				397,300			
	93				397,800			
	94				398,100			
	95				398,600			
	96				399,000			
	97				399,600			
定 年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		227,700	233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(2)

職 員 の 分 区	職務 の 級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	285,100	340,600	407,100	457,600
	50	285,900	342,300	408,500	458,800
	51	286,600	344,000	409,900	460,000
	52	287,400	345,700	411,200	461,200
	53	288,200	347,400	412,400	462,400
	54	289,000	348,700	413,600	463,600
	55	289,700	350,000	414,900	464,800
	56	290,500	351,300	416,200	466,000
	57	291,200	352,800	417,500	467,100
	58	291,800	354,400	418,800	467,700
	59	292,600	355,900	420,200	468,200
	60	293,400	357,500	421,400	468,700
	61	294,100	358,900	422,600	469,200
	62	294,700	360,500	424,000	
	63	295,500	362,100	425,400	
	64	296,100	363,500	426,700	
	65	297,100	365,000	427,900	
	66	297,900	366,600	429,100	
	67	298,600	368,200	430,400	
	68	299,300	369,700	431,800	
	69	299,900	371,200	433,100	
	70	300,600	372,800	434,300	
	71	301,300	374,300	435,300	
	72	302,000	375,800	436,500	
	73	302,700	377,300	437,700	
	74	303,400	378,900	438,800	
	75	304,100	380,500	440,000	
	76	304,600	382,000	441,000	
	77	305,200	383,400	442,100	
	78	305,800	384,800	443,100	
	79	306,500	386,200	444,100	
	80	307,100	387,500	445,100	
	81	307,600	388,800	446,000	
	82	308,200	390,200	446,800	
	83	308,900	391,500	447,600	
	84	309,600	392,800	448,400	
	85	310,200	393,900	449,100	
	86	311,000	395,300	449,500	
	87	311,700	396,600	449,900	
	88	312,300	397,900	450,300	
	89	313,000	399,100	450,700	
	90	313,800	400,400	451,000	
	91	314,600	401,500	451,300	
	92	315,400	402,700	451,500	
	93	315,900	403,900	451,800	
	94	316,700	405,000	452,100	
	95	317,500	406,200	452,400	
	96	318,300	407,400	452,600	
	97	318,900	408,800	452,800	
	98	319,600	409,800	453,100	
	99	320,400	410,800	453,400	
	100	321,100	411,800	453,600	
	101	321,900	412,700	453,800	
	102	322,700	413,700	454,100	
	103	323,600	414,800	454,400	
	104	324,400	415,900	454,600	

	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定 前 任 短 間 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 247,200	円 288,900	円 319,100	円 348,200	円 436,000

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職 員 の 分 区	職務 の 級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	
	87	308,600	377,500	429,300	
	88	309,100	378,600	429,500	
	89	309,500	379,600	429,700	
	90	310,000	380,700	430,000	
	91	310,400	381,800	430,300	
	92	310,900	382,900	430,500	
	93	311,200	384,000	430,700	
	94	311,700	385,100	431,000	
	95	312,200	386,100	431,300	
	96	312,600	387,200	431,500	
	97	312,900	388,200	431,700	
	98	313,300	389,200	432,000	
	99	313,700	390,100	432,300	
	100	314,100	391,000	432,500	
	101	314,500	391,800	432,700	
	102	314,800	392,800	433,000	
	103	315,100	393,600	433,300	
	104	315,400	394,500	433,500	
	105	315,600	395,300	433,700	
	106	315,900	396,200		
	107	316,200	397,100		
	108	316,400	398,000		

	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職 員 分 区	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		
	85	298,300	344,300		
	86	298,900	344,800		
	87	299,600	345,200		
	88	300,200	345,600		
	89	300,700	345,900		
	90	301,300	346,400		
	91	302,000	346,700		
	92	302,600	347,100		
	93	303,200	347,400		
	94	303,800	347,700		
	95	304,400	348,100		
	96	305,000	348,500		

	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定 年 前任 再用 任 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職 員 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		

	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000

	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000		
	89	297,200	325,500	362,800	381,300		
	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		
141	315,000	347,000		
142	315,300	347,400		
143	315,700	347,700		
144	316,000	348,100		
145	316,200	348,400		
146	316,400	348,800		
147	316,700	349,200		
148	317,000	349,600		

	149	317,200	349,900				
	150	317,400	350,300				
	151	317,700	350,700				
	152	318,000	351,100				
	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定 前 任 短 間 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号	給	給 料 月 額
		円
1		428,000
2		491,000
3		556,000
4		642,000
5		746,000
6		851,000

第5条第2項の給料表

号	給	給 料 月 額
		円
1		358,000
2		395,000
3		424,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号	給	給 料 月 額
		円
1		405,000
2		455,000
3		508,000
4		574,000
5		655,000
6		765,000
7		893,000

別紙第 3

公務運営の課題に関する報告

本県では、観光需要の増加が続き、個人消費も増加しており、経済状況は回復の動きが強まっている。一方で、長引く人手不足や物価の上昇に加え、少子高齢化・人口減少社会への対応、自然災害に備えた防災の強化など、県行政として早急に取り組むべき課題が山積している。

このように社会経済情勢が激しく変化する状況下において、県民から求められる行政ニーズは今後も多様化・複雑化していくことが想定される。これらに迅速かつ的確に対応し、質の高い信頼される行政サービスを提供し続けるためには、デジタルトランスフォーメーション（D X）の更なる推進による業務の効率化や利便性の向上等に取り組むとともに、職員の心身における健康管理体制の充実といったWell-beingの実現を念頭に、職員一人一人が高い使命感とやりがいを持ち、その能力を最大限に発揮し活躍できる環境を整えることが重要である。

また、近年は職員採用試験受験者数の減少や離職者の増加など、公務における人材確保は厳しさを増している。有為な人材を継続的に確保するためには、長時間勤務の是正、多様な働き方等に対応した勤務環境の整備、処遇面での改善によって公務の魅力を高め、また、その成果を積極的に周知していくことが必要である。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、次のとおり報告する。

1 人材の確保・育成及び能力や実績に基づく人事管理の推進

(1) 人材の確保及び育成

県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い信頼される行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、若年人口の減少や民間企業の採用の活発化、

若年者の就業意識の多様化などを背景に、全国的に公務の人材確保は極めて厳しい状況にある。本県においても、職員採用試験受験者数は10年前の約43パーセントの水準まで低下しており、また、試験合格者の辞退率も高い水準で推移している。特に技術系職種や免許等を要する職の人材確保が極めて困難となっており、このような状況が続けば、これまでの行政サービスを維持できなくなることが懸念される。

有為な人材から選ばれる職場であるためには、長時間勤務の是正や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備、処遇面での改善によって、公務職場の魅力を高めていく必要がある。

また、ホームページなどの広報媒体、採用ガイダンスやインターンシップ等を通じて、県職員としてのやりがいや仕事を通じた成長、働く環境の現状や今後の改善の方向性など、公務の魅力を積極的に発信していくことも求められる。

これまで本委員会では、限られた人材を積極的に採用するため、上級試験（特別枠）の実施や再採用制度の創設など、採用機会の拡大に取り組んできたところである。しかしながら、今後とも激しい人材獲得競争が続くことが見込まれることから、引き続き職員採用試験のあり方について検討していく。具体的には、合格有効期間の延伸のほか、公務又は民間事業者等で一定の勤務経験を持つ者を対象とした試験の実施について検討を行う。

また、職員一人一人を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、職員のキャリア形成を支援する職場環境の整備を行うことは、職員の成長意欲や仕事のモチベーションにつながり、組織の活性化や人材確保のための重要な取組となる。

各任命権者にあっては、人材マネジメント基本方針等に基づき、引き続き職員一人一人の適性に応じた人材育成に取り組むとともに、管理職などマネジメント層にあっては、職員本人の主体的なキャリア形成を適切にサポートすることが求められる。

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や能力を高め、組織の活力を向上させるとともに、有為

な人材を確保し、定着させていくためには、より職務・職責に見合った給与が受けられる人事制度へ移行していくことが重要である。

そのためには、メリハリと納得性のある人事評価制度の運用が必要であることから、各任命権者にとっては、評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていくことが必要である。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

恒常的な長時間勤務は、職員の心身の健康を損ない、公務能率を低下させる。各任命権者においては、業務の再配分や合理化等に努めているところであるが、依然として長時間勤務が発生していることから、その是正に向け、業務の質と量に応じた職員配置を行うことが必要である。職員の人材確保が極めて厳しい状況にあることを踏まえれば、選ばれる職場としての魅力を向上させる上でも長時間勤務の是正は最も重要な課題である。

本県では、人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けており、上限を超えて時間外勤務等が発生した場合、各任命権者は事後の検証を確実に行う必要がある。

知事部においては、令和7年1月に勤務管理システムを用いた時間外勤務の類型化を行えるようになった。各任命権者においては、このような各職場の実情が分かるデータを活用し、業務の見直しや繁忙部署への十分な要員確保、人事配置の最適化などを十全に行っていただきたい。

管理監督者においては、職員の健康保持及び公務能率の向上を意識するとともに、職員の勤務時間や業務量を的確に把握し、特定の職員に過度な負担がかからないよう、業務の見直しや平準化に努め、職員においては、計画的で効率的な業務の遂行に努めるなど、自身の健康保持に主体的に取り組むことが必要である。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定は限定的であ

るべきことから、必要な勤務箇所を精査の上で指定し、その後速やかに全ての職員に周知しなければならないことにも留意する必要がある。

併せて、職員からの提案に基づく業務改善やD Xの推進等による効率化の取組が進んでいる部分もあるが、議会对応や予算関係業務等、全庁的な長時間勤務の要因となる業務については、関係各課が協力してより一層の効率化に取り組んでいただきたい。

議会におかれても、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただいているところであるが、知事部において実施された職員アンケートの結果では、議会関係業務が長時間勤務の要因となっているとの意見が多かったことから、より一層の改善を期待する。

教職員の長時間勤務の是正については、教育委員会において、令和6年3月に「沖縄県公立学校における働き方改革推進計画」を策定し、令和6年度から令和8年度までを集中改革期間と位置づけ、教職員の勤務環境改善を進めているところである。

国においては、令和6年8月の中央教育審議会答申を踏まえて「教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ」を策定した。併せて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定等を義務づけたところである。

本委員会としては、これらの法改正等を踏まえ、教職員の働き方改革の実現に向け、関係団体や地域等との連携を図りながら、実効性のある取組がより一層推進されることを強く期待する。

(2) 多様な働き方の実現及び仕事と生活の両立支援

職員の希望や事情に応じた働き方を実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産や育児のほか、介護、自己啓発等、各職員のライフステージに即した支援制度が広く周知され、十分に活用されることが重要である。

本年8月、人事院は、時代に即した働き方を推進するためには職員

の自己実現等につながる人事制度や、個々の職員の実情に応じた柔軟な働き方を整備する必要があるとし、兼業制度（自営兼業）の見直しや、転勤を伴う異動への配慮などの取組を示した。こうした取組は、職員の仕事へのモチベーションを高め、人材確保につながり得るものであることから、本県においても、国や他都道府県の動向を注視していく必要がある。

テレワークやフレックスタイム制等による柔軟な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現により心身の健康が増進され、職員一人一人がその能力を最大限に発揮することや、公務能率の向上、組織の活力アップ等の効果が期待されるとともに公務職場の魅力向上につながるものである。テレワークについては拡充を図るとともに、在宅勤務等手当についても引き続き検討していく必要がある。また、フレックスタイム制の導入に向けて取り組んでいただきたい。

勤務間インターバルの確保により、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、職員の健康保持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、公務職場の魅力向上のほか、公務能率の向上に資するものである。国においては、令和6年4月に努力義務を規定したところであり、本県においても、導入に向けて検討する必要がある。

職員にとって、住居は生活の拠点となる重要な要素である。人事異動に際して職員が転居を必要とする場合には、各地の住環境の実態把握に努め、職員に過度な負担とならないような支援を継続し、人事異動の円滑化を推進していく必要がある。

(3) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものである。また、職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する観点からも非常に重要である。

しかしながら、職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾

患の割合は依然として高い状況にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制の更なる強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を拡充するなど、迅速かつ的確なメンタルヘルスカケアを行っていただきたい。

併せて、ストレスチェック受検率の一層の向上に努め、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、集団分析結果を活用し、職員一人一人の能力が最大限に発揮されるような職場の環境改善に取り組んでいただきたい。

また、産業医の面接指導においては、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、ストレスチェックで高ストレス者となっているなど心理的負荷の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行うなど、取組の拡充・強化を検討するとともに、長時間勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適宜実施すべきである。

テレワークやデジタルツール等を活用した業務の効率化は、長時間勤務の是正の観点でも有効であり、今後も推進していく必要がある。一方で、業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われやすくなるなど、仕事と生活の区別が曖昧となるような活用は、職員の生活時間帯の確保に支障が生じ、心身への負担が増すおそれもあるため、利用に関するルールづくりとその周知が重要である。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、公務能率の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

ハラスメントを防止するためには、全ての職員がハラスメントに対する関心と理解を深めるとともに、お互いを尊重し合うハラスメントのない職場づくりに取り組むことが重要である。

各任命権者においては、引き続き研修の充実、積極的な周知等による職員の意識啓発を行うとともに、職員が安心して相談できる環境を整える必要がある。

また、近年、行政サービスにおいても利用者等からの不当・悪質な言動（いわゆるカスタマーハラスメント）が問題となっている。カスタマーハラスメントは、公務のパフォーマンスが低下するばかりでなく、職員に過度なストレスを与えることから、業務への恐怖、苦痛による配置転換や休職、退職等の多大な損失を招く事態が懸念される。

知事部においては、本年３月に「沖縄県カスタマーハラスメント対策基本方針」が策定されたところであるが、各任命権者においても、カスタマーハラスメントの判断基準を明確にした上で、基本的な考え方や対応方針を決定し、職員に周知するなど、組織的にカスタマーハラスメントへの対策を進める必要がある。

具体的には、職員に対してはカスタマーハラスメント対応に関する研修を実施し、また、事案によっては警察や弁護士等と連携しながら法的措置を検討するなど、組織として職員の良好な勤務環境を確保する取組が求められる。

(5) 会計年度任用職員等の勤務環境の整備

多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、効率的で質の高い公務を行う上で、会計年度任用職員等は重要な役割を果たしている。会計年度任用職員等が意欲を持ち安心して働くためには、仕事と生活の調和がとれた勤務環境や勤務条件の整備を推進していくことが必要である。特に、管理監督者は、会計年度任用職員等の勤務時間の把握など、適切な勤務管理を行っていただきたい。

3 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生し、懲戒処分がなされている状況にある。

職員一人一人においては、自らの行動が県職員全体の信用に大きな影

響を与えることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民全体の奉仕者として、高い使命感と倫理観を持って職務に精励することが肝要である。

そのために、各任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、強い決意を持って不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図り、不祥事の未然防止により一層取り組む必要がある。

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和7年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	38
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	39
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	39
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52

3 標準生計費及び労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月分）	53
第17表 労働経済指標	54

4 人事院勧告等の概要

人事院勧告・報告の概要	56
-------------	----

1 職 員 給 与 関 係

令和7年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和7年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

3 調査時期

令和7年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和7年職員給与等実態調査)

区分 職務の種類 職員の例 給料表			職 員 数				平 均 年 齢		平 均 経 験 年 数		平 均 扶 養 親 族 数	
			令和7年 4月	構成比	令和6年 4月	増減率	令和7年 4月	令和6年 4月	令和7年 4月	令和6年 4月	令和7年 4月	令和6年 4月
全 職 員			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
			20,419	100.0	20,332	0.4	42.7	42.6	20.0	19.9	1.1	1.0
	行 政 職	行政職員	行政職									
			4,685	22.9	4,690	△0.1	41.3	41.2	18.5	18.3	0.9	0.8
県 関 係 の 職	計											
			11,896	58.3	11,917	△0.2	42.7	42.5	20.2	20.0	1.2	1.0
	行 政 職	行政職員	行政職									
			4,275	20.9	4,297	△0.5	41.5	41.3	18.6	18.5	1.0	0.9
	公 安 職	警察官	公安職									
			2,873	14.1	2,867	0.2	39.3	39.2	18.2	18.1	1.6	1.3
	海 事 職	船 員	海事職									
			49	0.2	43	14.0	41.5	40.1	20.4	19.2	1.6	1.3
	教 育 職	高校・特別支援 学校の教諭	教育職(2)									
			4,205	20.6	4,228	△0.5	46.5	46.2	23.4	23.1	1.2	1.0
	小 中 学 校 の 教 諭	教育職(3)										
			46	0.2	43	7.0	42.9	43.1	19.8	20.0	1.3	1.3
	研 究 職	農林水産工業 関係研究員	研究職									
			207	1.0	208	△0.5	42.1	41.7	18.4	18.0	1.0	0.9
	医 療 職	医師及び 歯科医師	医療職(1)									
			23	0.1	20	15.0	43.5	46.1	18.0	20.2	0.4	0.3
		獣 医 師	医療職(2)									
			97	0.5	103	△5.8	46.5	45.1	21.9	20.3	0.7	0.7
	保 健 師	医療職(3)										
			94	0.5	88	6.8	34.2	34.7	11.2	11.6	0.3	0.4
	任期付研究 員の職	若手型任期付 研究員	第2号任期付 研究員給料表									
			1	0.0	-	-	*	-	*	-	*	-
	特 定 任 期 付 の 職	特定任期付 職員	条例第7条 第1項の給料表									
			4	0.0	4	0.0	66.5	66.3	39.7	40.3	0.0	-
	任 期 付 の 職	行政職員	行政職									
			22	0.1	16	37.5	56.1	47.6	30.6	21.2	0.5	0.3
市 町 村 立 学 校 関 係 の 職	計											
			8,523	41.7	8,415	1.3	42.6	42.6	19.8	19.9	0.9	0.8
	行 政 職	行政職員	行政職									
			410	2.0	393	4.3	39.9	40.0	17.1	17.1	0.6	0.6
	教 育 職	小 中 学 校 の 教 諭	教育職(3)									
			8,059	39.5	7,948	1.4	42.8	42.8	20.0	20.1	0.9	0.8
	医 療 職	小中学校の 栄養職員	医療職(2)									
			54	0.3	74	△27.0	37.2	36.3	15.2	14.2	0.6	0.7

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。

3 任期付研究員の職とは、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1項第2号の規定により採用された職員の職である。

4 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。

5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第 2 表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和7年職員給与等実態調査)

給料表 年齢 階層		全職員		県関係職員										市町村立学校関係職員						
		人	行政職	人	行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	第2号任期付 研究員給料表	条例第7条 第1項の給料表	行政職 (任期付の職)	人	行政職	教育職(3)	医療職(2)
計		20,419	4,685	11,896	4,275	2,873	49	4,205	46	207	23	97	94	1	4	22	8,523	410	8,059	54
20歳未満		28	5	28	5	23	-	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-
20歳以上 24歳未満		572	168	370	152	200	1	13	-	2	-	-	2	*	-	-	202	16	186	-
24歳以上 28歳未満		1,386	434	785	399	277	2	67	-	15	1	2	22	*	-	-	601	35	562	4
28歳以上 32歳未満		1,645	425	896	384	286	6	162	2	17	6	7	25	*	-	1	749	41	699	9
32歳以上 36歳未満		1,866	495	1,038	442	334	9	193	7	31	2	4	16	*	-	-	828	53	764	11
36歳以上 40歳未満		2,068	500	1,134	417	301	4	352	9	24	3	10	13	*	-	1	934	83	839	12
40歳以上 44歳未満		2,323	427	1,354	387	332	4	598	6	19	1	6	1	*	-	-	969	40	920	9
44歳以上 48歳未満		2,651	537	1,595	515	361	6	661	7	25	-	14	3	*	-	3	1,056	22	1,031	3
48歳以上 52歳未満		3,091	775	2,008	730	334	7	875	9	26	1	24	1	*	-	1	1,083	45	1,035	3
52歳以上 56歳未満		2,798	609	1,662	560	265	6	775	5	30	1	14	4	*	-	2	1,136	49	1,087	-
56歳以上 60歳未満		1,976	310	1,011	284	160	4	509	1	18	6	16	7	*	1	5	965	26	936	3
60歳以上		15	-	15	-	-	-	-	-	-	2	-	-	*	3	9	-	-	-	-

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
2 内訳は、上記 (注) 1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。
3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和7年職員給与等実態調査)

区分 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		% 100.0	% 82.5	% 8.6	% 8.8	% 0.1	% 54.3	% 45.7
	行政職	100.0	80.1	10.5	9.5	－	60.3	39.7
県 関 係 職 員	計	100.0	80.5	4.5	14.9	0.2	64.9	35.1
	行政職	100.0	81.6	8.5	9.9	－	63.2	36.8
	公安職	100.0	53.3	0.5	45.6	0.6	89.3	10.7
	海事職	100.0	12.2	44.9	42.9	－	100.0	－
	教育職(2)	100.0	97.0	2.8	0.3	－	50.8	49.2
	教育職(3)	100.0	97.8	2.2	－	－	58.7	41.3
	研究職	100.0	97.1	1.0	1.4	0.5	72.9	27.1
	医療職(1)	100.0	100.0	－	－	－	65.2	34.8
	医療職(2)	100.0	92.8	5.2	2.1	－	41.2	58.8
	医療職(3)	100.0	96.8	3.2	－	－	19.1	80.9
	第2号任期付 研究員給料表	100.0	*	*	*	*	*	*
	条例第7条第 1項の給料表	100.0	100.0	－	－	－	100.0	－
	行政職 (任期付の職)	100.0	59.1	13.6	27.3	－	59.1	40.9
関市 町 係村 職立 学 員校	計	100.0	85.4	14.3	0.3	－	39.4	60.6
	行政職	100.0	63.9	30.7	5.4	－	30.2	69.8
	教育職(3)	100.0	86.5	13.4	0.0	－	40.1	59.9
	医療職(2)	100.0	79.6	20.4	－	－	5.6	94.4

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。
3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(令和7年職員給与等実態調査)

区分 給与種目		職員全体 (各給料表適用職員)			行政職		
		令和7年4月	令和6年4月	増減率	令和7年4月	令和6年4月	増減率
全 職 員	計	円 400,756	円 389,501	% 2.9	円 362,091	円 351,020	% 3.2
	給料	365,726	355,556	2.9	330,115	319,397	3.4
	扶養手当	12,561	11,746	6.9	11,079	10,412	6.4
	その他	22,469	22,198	1.2	20,897	21,211	△ 1.5
県 関 係 職 員	計	395,145	384,004	2.9	363,830	352,650	3.2
	給料	361,422	351,289	2.9	331,816	321,088	3.3
	扶養手当	13,682	12,898	6.1	11,403	10,705	6.5
	その他	20,041	19,817	1.1	20,611	20,857	△ 1.2
関市 町 係村 職立 学 員校	計	408,585	397,285	2.8	343,945	333,199	3.2
	給料	371,735	361,599	2.8	312,370	300,907	3.8
	扶養手当	10,996	10,116	8.7	7,698	7,216	6.7
	その他	25,854	25,569	1.1	23,877	25,075	△ 4.8

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

区 分	全職員			県関係職員										市町村立学校関係職員																						
	円	円	円	行政職	円	公安職	円	海事職	円	教育職(2)	円	教育職(3)	円	研究職	円	医療職(1)	円	医療職(2)	円	医療職(3)	円	第2号任期付 研究員給料表	円	条例第7条 第1項の給料表	円	行 政 職 (任期付の職)	円	行政職	円	教育職(3)	円	医療職(2)	円	医療職(3)	円	
① 1人当たり 給料月額	355,950	329,554	354,293	331,201	344,225	344,551	384,304	367,259	371,478	453,417	353,282	301,023	*	660,500	325,959	358,264	312,370	361,007	297,250																	
② 1人当たり 給料の 調整額	1,755	561	1,992	615	922	-	3,337	-	3,095	10,587	24,457	11,948	*	-	580	1,424	-	1,506	-																	
③ 1人当たり 教職調 整額	8,021	-	5,136	-	-	-	14,386	13,192	-	-	-	-	*	-	-	12,048	-	12,741	-																	
④ 1人当たり 扶養手当 月額	12,561	11,079	13,682	11,403	17,732	15,592	13,729	15,511	11,756	3,239	9,021	4,250	*	-	3,523	10,996	7,698	11,194	6,565																	
⑤ 1人当たり その他の 手当月額	22,469	20,897	20,041	20,611	17,675	18,597	18,109	15,774	22,023	475,520	41,779	20,703	*	7,500	9,523	25,854	23,877	26,004	18,599																	
⑥ 合 計	400,756	362,091	395,144	363,830	380,554	378,740	433,865	411,735	408,352	942,763	428,539	337,924	*	668,000	339,584	408,585	343,945	412,452	322,414																	

(注) 1 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

3 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第 6 表 職員の扶養親族数別人員

(令和7年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
合計		人 9,769	人 2,766	人 9,008	人 386
1	人	2,707	525	1,993	189
2	人	3,369	658	3,324	79
3	人	2,486	864	2,484	50
4	人	943	532	943	42
5	人	210	147	210	22
6	人	40	29	40	3
7	人	12	9	12	1
8	人	1	1	1	0
9	人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第 7 表 職員の住居手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

区 分	計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受 給 者	人 6,842	人 4,108	人 2,734
手当月額 11,000 円未満の受 給 者	7	4	3
手当月額 11,000 円以上 28,000 円未満の受 給 者	3,353	1,966	1,387
手当月額 28,000 円以上の受 給 者	3,482	2,138	1,344
手当受給者 1 人当たり平均手当月額	円 25,996	円 26,034	円 25,938

職員の家族の借家・借住	受 給 者	人 80	人 60	人 20
	手当受給者 1 人当たり平均手当月額	円 13,314	円 13,335	円 13,250

第 8 表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上		
受給者数	人 127	人 17	人 26	人 259	人 29	人 2	人 0	人 2	人 43	人 505	円 50,911

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

区 分	全職員		県関係職員		市町村立学校関係職員	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
受 給 者	人 14,944	% 73.2	人 9,434	% 79.3	人 5,510	% 64.6
交通機関等利用者	1,681	8.2	1,612	13.6	69	0.8
交通用具使用者	13,082	64.1	7,664	64.4	5,418	63.6
交通機関等と交通用具の併用者	181	0.9	158	1.3	23	0.3
非 受 給 者	5,475	26.8	2,462	20.7	3,013	35.4
計	20,419	100.0	11,896	100.0	8,523	100.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 8,459		円 9,785		円 6,189	
職員1人当たり 平均手当月額	6,191		7,760		4,001	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(令和7年職員給与等実態調査)

年	平 均 給 与 月 額				指 数	対前年 増加率	平均年齢	平均経験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	100.0	-	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	99.2	△0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	99.4	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	99.9	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	100.1	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	100.4	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	100.6	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	100.7	0.2	42.4	19.7
令和5年	351,498	11,803	21,956	385,257	100.8	0.0	42.5	19.8
令和6年	355,556	11,746	22,198	389,501	101.9	1.1	42.6	19.9
令和7年	365,726	12,561	22,469	400,756	104.8	2.9	42.7	20.1

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成27年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和7年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								7	3
2								19	7
3								13	6
4			1					5	2
5	5	25	1					2	1
6		14	4					3	
7		18	6			1		1	
8		6	9						
9	2	12	11						
10		15	16						
11		21	12						
12		12	12						
13	8	17	18						
14		29	12						
15	1	14	24				16		
16		13	12				9		
17	6	18	22	1			7		
18		22	18	3			7		
19	2	22	14	5			1		
20		16	14	4					
21	14	16	20	6			8		
22	4	22	15	11			3		
23	10	26	19	6			3		
24	2	18	10	4			2		
25	93	19	9	17			1		
26	4	18	14	15	2				
27	8	12	18	13	1		3		
28	3	6	16	13					
29	58	14	20	17	1		2		
30	25	11	22	12	1				
31	10	7	27	17					
32	2	8	21	13	1				
33	54	8	20	13	1				
34	30	10	26	15	3		1		
35	25	9	17	13					
36	5	6	22	17	2				
37	23	6	16	10	4				
38	11	11	25	14	1		1		
39	10	5	12	19	5	8			
40	7	7	19	27	3	6			
41	21	5	23	16	6	12			
42	12	5	14	19	3	9			
43	11	8	13	18	11	11			
44	5	5	10	20	6	18			
45	12	4	13	19	6	20	4		
46	6	3	10	18	11	10			
47	13	2	11	15	11	23			
48	3	4	9	22	6	13			
49	13	5	7	17	10	13			
50	4	1	9	27	13	15			
51	7	1	12	31	14	7			
52	1	2	10	18	12	8			
53	9	2	7	20	14	7			
54	8	2	6	24	25	11			
55	5	1	3	29	23	5			
56	1	2	4	19	17	5			
57	9	1	1	19	27	4			
58		2	4	9	28	2			
59	4	1	5	17	16	7			
60	2	1		17	15	3			
61	2	2	3	15	28	3			
62	6	1		12	24	1			
63	3		1	24	20	4			
64	2	1	1	17	14				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1		29	28	2			
66	2			16	28	1			
67	2		2	14	26	2			
68	1			12	29	2			
69			1	11	22				
70	2	1		12	29				
71	2			13	15				
72				12	30	1			
73	1		2	12	17	12			
74				8	22				
75	1			10	12				
76	1		1	18	23				
77			1	12	12				
78	2	1	1	7	10				
79				9	11				
80				6	13				
81		2		6	9				
82		1		9	10				
83				6	12				
84				4	6				
85				145	85				
86	1								
87									
88									
89									
90									
91			1						
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99		1							
100									
101									
102									
103			1						
104		1							
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	596	584	760	1,118	834	246	68	50	19

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がいない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表（その13～その15は除く。）について同じである。

総 計 4,275

その2 公安職給料表（警察官に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	8								
4									
5									7
6									5
7	17						1		1
8									
9									
10									
11	20								
12									
13	8								
14	1								
15	15								
16	2			1					
17	12			1					
18	3			1					
19	11								
20	6								
21	80	5			1				
22	2	1		1					
23	2	22							
24	1	2		2	1				
25	56	6							
26	8	5		2					
27	6	23							
28	2	8		1				3	
29	30	10		2	1			3	
30	4	7		1					
31	5	25		1	4			3	
32	1	9		1	1			2	
33	15	20			1			1	
34	1	12		2	1				
35	1	23		1	1			1	
36	1	18		2	1				
37	3	19		3	1			4	
38	3	14	4	1	1			1	
39	2	24	5	2	1		1	1	
40		18	11	3	3				
41	3	25	6	2	3		1	1	
42	2	10	7	5	2		3		
43		18	13			1	5		
44	1	15	8	4	1				
45	2	16	8	4	2	5	1	7	
46		12	12	7	3		5		
47		22	18	6	5	4	6		
48		16	13	5		2	1		
49		19	14	3	1	4	5		
50		12	21	6	3	9	1		
51		7	12	8		3			
52		7	19	4	1	4			
53		16	16	6	3	5	1		
54		7	9	7	8	6	1		
55	1	11	13	10	11	3	2		
56		7	9	7	5	5	1		
57		10	8	3	10	3	1		
58		1	13	16	8	2	5		
59		1	9	22	9	7	5		
60		1	14	15	13	2	1		
61			17	13	13	3	2		
62			7	24	10	1	4		
63	1		11	8	6	7	1		
64			3	14	12	2	2		

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
65				10	13	9	3	1		
66				13	6	6	4	1		
67				10	6	9	4			
68				13	8	9	2			
69				10	3	8	4			
70				11	15	8	6	2		
71				8	9	8	5	1		
72				19	14	13	4	1		
73			1	20	14	13	4	2		
74				13	12	6	6			
75			1	17	10	9	4			
76			1	14	15	11	2			
77				5	16	9	5			
78				12	11	16	4			
79				16	23	6	1			
80			1	16	26	6	1			
81				9	20	11	3			
82			1	11	15	3	4			
83				8	11	14	4			
84			1	3	17	3	1			
85		1		4	21	81	26			
86				4	15					
87				5	13					
88				2	3					
89				4	13					
90				1	5					
91					7					
92			1	1	6					
93			1	2	6					
94				3	9					
95			1	2	8					
96			2	5	5					
97					7					
98				2	5					
99				5	7					
100			1	2	5					
101				6	6					
102					5					
103					2					
104				3	3					
105				1	6					
106				3	2					
107					6					
108					6					
109					5					
110				3	7					
111					2					
112			1		6					
113				5	6					
114				2	3					
115				1	5					
116					2					
117				1	3					
118				2	8					
119					2					
120										
121					9					
122				1						
123				1						
124										
125				1						
126				3						
127										
128				1						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132			1						
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	337	517	615	720	405	175	64	27	13
								総 計	2,873

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む職員に適用）

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5				1				
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16					1			1
17			1		1			
18								
19								
20					1			1
21				1				
22								
23				1				
24			1					
25					1			
26				1				
27				1				
28				1				
29					2		1	
30						1		
31			1	1				
32				1				
33								
34								
35								
36								
37			2	1				
38								
39			1		1			
40				1				
41			1	1	2			
42								
43			1	1		1		
44								
45								
46								
47								
48								
49					1	1		
50								
51								
52							1	
53			1					
54								
55								
56								
57								
58							1	
59								
60								
61							1	
62								
63								
64								

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68							
69		1					
70							
71							
72							
73	3						
74							
75							
76				1			
77				1	1		
78							
79							
80							
81							
82							
83				1			
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92				1			
93							
94							
95							
96							
97							
計	3	10	12	14	4	4	2
						総 計	49

その4 教育職給料表(2)

〔高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		6			
2					
3					
4		1			1
5		7			
6					
7					
8					1
9		9			
10					1
11				1	2
12		1			5
13		13			2
14					6
15		1			13
16		7			5
17		14			9
18		1			8
19					2
20		5			2
21		17			19
22		2			
23	1	2		1	
24		5			
25		38		1	
26		2			
27		2			
28	1	5			
29		18			
30		3		2	
31		1			
32		4		1	
33	2	31		2	
34		9		3	
35		2			
36	1	3		2	
37	3	26		5	
38		11		3	
39		6		1	
40		5		1	
41	4	28		5	
42		12		2	
43		7		3	
44	1	5		7	
45	4	23		6	
46		13		4	
47		8		8	
48	1	9		11	
49	2	33		1	
50		11	1	3	
51		5		3	
52	2	5		3	
53	8	33		5	
54	2	18		4	
55	2	10		4	
56	1	12		4	
57	5	42		5	
58	2	15		3	
59	3	23		7	
60		19		5	
61	8	45		33	
62	1	33	1		
63		19			
64	1	28	1		

号給	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		人	人	人	人	人
65		11	24			
66		2	36			
67		4	15			
68		1	20			
69		4	40			
70			25			
71		1	32			
72		2	29			
73		3	37			
74		1	40			
75		2	22			
76		1	18			
77		8	37			
78		1	39			
79		3	29			
80		1	31			
81		3	32			
82		4	34			
83		4	32			
84		4	31			
85		6	35			
86		4	22			
87		3	38	1		
88		5	29	1		
89		10	36			
90		3	33			
91		3	32			
92		2	31			
93		5	31			
94		3	24			
95		2	30			
96			24			
97		6	33	1		
98		4	29			
99		4	30	1		
100		5	28	1		
101		4	34			
102		5	37	1		
103		11	31			
104		6	37			
105		6	27			
106		9	29			
107		8	42			
108		5	39			
109		7	42			
110		3	35			
111			31			
112			46			
113			46			
114			43			
115			41			
116		2	46			
117		1	37			
118			50			
119		1	52			
120			52			
121			48			
122			34			
123		1	52			
124		1	64			
125			47			
126		1	41			
127			41			
128		2	47			

号給	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		人	人	人	人	人
129		1	55			
130			29			
131		1	41			
132			46			
133		2	44			
134		1	41			
135			57			
136			56			
137			44			
138		3	40			
139			41			
140		2	33			
141		1	37			
142			34			
143		1	24			
144		1	20			
145			79			
146		2				
147		3				
148		1				
149						
150		2				
151						
152						
153		4				
計		278	3,693	9	149	76
					総 計	4,205

その5 教育職給料表(3) (県関係職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

号給	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41			1			
42						
43						
44			1			
45						
46						
47						
48						
49			1			
50						
51						
52						
53			1			
54						
55			1			
56						
57						
58						
59			1			
60						
61						
62			2			
63			1			
64			1		1	

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		2		1	
66					
67				2	
68					
69					
70		1			
71		1			
72		1			
73		1			
74					
75		1			
76		1			
77					
78					
79					
80		1			
81		2			
82					
83					
84					
85					
86					
87		1			
88		3			
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96		2			
97					
98		3			
99					
100					
101					
102					
103					
104		1			
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118		1			
119					
120		2			

号給	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		人	人	人	人	人
121						
122						
123						
124			1			
125						
126			1			
127						
128			1			
129						
130			1			
131			1			
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150			2			
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157			1			
計		0	42	0	4	0
総 計						46

その6 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		1			
2					
3					
4			1		1
5		1	2		1
6			3		
7			3		6
8					2
9		3	1		3
10			3		
11					
12			2		
13		6	2		
14		1	2		
15			1		
16			2		
17		6			
18			2	1	
19			1		
20			1		
21			5		
22		2	3	1	
23					
24				1	
25		3			
26			1		
27					
28		2			
29		3	2		
30		2	1	2	
31		1	2	1	
32		1	1	1	
33		2	1		
34		1		2	
35		1	2	3	
36		1	1		
37		3		1	
38		2	2		
39		2	1	1	
40		1		1	
41		2	1	1	
42		1	2	2	
43			4	2	
44					
45		5	1	2	
46			1	1	
47			1		
48		1	2		
49			1		
50					
51			1	3	
52					
53				4	
54			1	1	
55					
56		1		2	
57				11	
58					
59			1		
60		1			
61					
62					
63					
64			3		

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		人	人	人	人	人
65						
66				1		
67				1		
68				2		
69				2		
70						
71				1		
72						
73						
74						
75						
76				1		
77				2		
78				1		
79				1		
80				1		
81				14		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	56	94	44	13
					総 計	207

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		人	人	人	人
1					
2					1
3					1
4					1
5					
6					1
7					2
8					1
9		4			
10					1
11				1	
12					
13		2			
14					
15					
16					
17					
18		1			
19					
20					
21					
22				1	
23					
24					
25		1			
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33		1			
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43		1			
44					
45					
46		1			
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73				1	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計		11	0	4	8
				総 計	23

その8 医療職給料表(2) (県関係職員)

〔保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師〕
その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							1
11							
12							2
13							
14							1
15							
16							
17							
18							
19				2			
20			1				
21		1	1			1	1
22				1			
23		1	1				
24							
25				1			1
26		1					
27			1				
28							
29							
30		1		1			
31			1				
32		1		1		1	
33							
34					1		
35	1	1				1	
36							
37				1		1	1
38				1			
39					3		
40						2	
41			1	1			
42				1		1	
43			1		1		
44			1				
45				1			
46							
47					2		
48					2	2	
49					2	1	
50							
51							
52				1	1		
53					1	3	
54			1				
55							
56					2		
57					1		
58							
59		1			1		
60					2		
61				3			
62				1			
63					2		
64				1			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65					1		
66				1			
67							
68							
69					3		
70							
71		2					
72			1		1		
73					1		
74			1				
75							
76				1			
77			1	1	3		
78							
79							
80				1			
81			2				
82							
83							
84							
85			1				
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101			1				
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1	9	16	21	30	13	7
						総 計	97

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			1			
8			1			
9						
10						
11			2			
12			1			
13						
14						
15		6	1			
16						
17			1			
18		6				
19		3	2			
20		2	1			
21			1			
22		5				
23		1				
24						
25			1			
26		1	2			
27		1	2			
28		1	2			
29						
30						
31		3	1			2
32				1		
33		1				
34				1		
35		3		2		
36		2				
37				1		
38		1		2		
39			1	1		
40			1			
41		1				
42			1			
43		2	1			
44		3		1		
45		2				
46						
47						
48						
49				2		
50						
51					1	
52						
53						
54						
55					1	
56						
57						
58		1				
59						
60						
61						
62						
63		1				
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66					1	
67					1	
68						
69						
70					2	
71						
72					1	
73						
74						
75					2	
76						
77					1	
78						
79					1	
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87				1		
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

給 号	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		人	人	人	人	人	人
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	46	23	12	11	2
						総 計	94

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15	1	2							
16									
17	1	1							
18									
19	1	5							
20		1							
21	3	1							
22		3	1						
23	9	3							
24		1							
25	1	4							
26		5							
27	12		1						
28	1	2	2						
29	3		2						
30	2		6						
31	9	1	2						
32		1	2						
33	1	1	3						
34		2	2						
35	6	1	3						
36	1	1	4						
37		1	11						
38	3	1	7	1					
39	3	3	6	1					
40	2		5	1					
41	2	1	4	1					
42	1	5	1	3					
43	6	1	1	2					
44		2	6	2					
45	2	2	2	2					
46	1	2	5	2					
47	2	2	2	3					
48			2	2					
49		1	2	2					
50			2	1					
51	2		6	1					
52	1	1	5	2					
53		2	1	1					
54		1	3	2					
55	4	1			1				
56	2	1	2	4					
57		2	1	1					
58	1	1	1	1					
59	2	2	1						
60	1			1					
61	1			3	2				
62	1			1					
63		2		2	1				
64			1						

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			1		1					
66					2					
67			1		2	2				
68					2	3				
69										
70	2					1				
71					3	5				
72						3				
73					1					
74					1	4				
75					2	2				
76						1				
77					3	5				
78					4	3				
79					1	3				
80					1	3				
81						5				
82					2	4				
83					3	5				
84					2	1				
85					10	10				
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計		90	71	105	80	64	0	0	0	0
									総 計	410

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

号給	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		人	人	人	人	人
1						2
2						1
3						
4						12
5						16
6						21
7						37
8						28
9						20
10						38
11			1			16
12						22
13			93			32
14						25
15			1			18
16			7			18
17			105			14
18			1			12
19			3			4
20			9			9
21			108			21
22			5			
23			4			
24			21			
25			104			
26			7			
27			4			
28			30			
29			121		1	
30			10			
31			12		1	
32			34			
33			125			
34			26			
35			11			
36			21			
37			117		1	
38			26			
39			24			
40			27			
41			123	1	1	
42			25	1	3	
43			25		2	
44	1		30		1	
45			113	1	2	
46			36		3	
47			25		1	
48			32	1	8	
49			96		5	
50			52		3	
51			33		6	
52			37		8	
53			134		4	
54			36		7	
55			46	1	9	
56			27	1	12	
57			103		5	
58			46		8	
59			35		7	
60			34	1	10	
61			91	2	14	
62			58		14	
63			51		17	
64			34		22	

号給	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		人	人	人	人	人
65			111		6	
66			58		11	
67			66		17	
68			48		25	
69			97		15	
70			48		12	
71			55	1	20	
72			45		16	
73			83	1	10	
74			49		13	
75			59	1	16	
76			51	1	18	
77			84		17	
78			49	1	6	
79			67		7	
80			56	1	7	
81			83		25	
82			50	2		
83			50			
84			55			
85			87			
86			60	1		
87			63			
88			55	1		
89			86			
90			61	2		
91			49			
92			45			
93			67			
94			47			
95			54			
96			42			
97			55			
98			58			
99			56			
100			46	1		
101			41	1		
102			42			
103			43			
104			36			
105			48	1		
106			36			
107			46			
108			37			
109			47			
110			53			
111			33			
112			42			
113			35			
114			39			
115			35			
116			32			
117			34			
118			39			
119			41			
120			40			

号給	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		人	人	人	人	人
121			48			
122			48			
123			43			
124			38			
125			40			
126			33			
127			46			
128			40			
129			46			
130			56			
131			67			
132			53			
133			44			
134			41			
135			50			
136			54			
137			51			
138			52			
139			50			
140			51			
141			49			
142			42			
143			60			
144			45			
145			53			
146			50			
147			68			
148			51			
149			48			
150			61			
151			57			
152			53			
153			55			
154			37			
155			34			
156			29			
157			136			
計		1	7,252	24	416	366
					総 計	8,059

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

給 号	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13			2					
14			1					
15				1				
16								
17			1	1				
18				1				
19								
20				1				
21			1					
22								
23				1				
24								
25			1					
26			1	1				
27				1				
28								
29			1	3				
30			1	1				
31				1				
32			1					
33				1				
34				1				
35								
36				1				
37				1				
38				1				
39								
40				1				
41								
42				1				
43								
44				3				
45				1				
46				1				
47				2				
48								
49								
50								
51				1				
52				1				
53								
54				1				
55						1		
56								
57								
58						2		
59				1				
60				1				
61								
62				1				
63				1				
64				1				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67			2				
68							
69			2				
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89			1				
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96			1				
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103			1				
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	0	10	41	0	3	0	0
						総 計	54

その13 第2号任期付研究員

先導的な役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の「かん養」に資する研究業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
1	人
2	*
3	*
総 計	1

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員

行政職給料表適用

〔任期を定めて採用された職員に適用〕

職務の級	人 員
1	人
2	*
3	12
4	*
5	8
6	*
7	*
8	*
9	*
総 計	22

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その14 特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
1	人
2	*
3	*
4	*
5	3
6	*
7	*
総 計	4

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された442事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。）

(3) 調査実人員

調査実人員は5,213人（初任給関係471人、初任給関係以外4,742人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,504人（初任給関係416人、初任給関係以外4,088人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は24,287人で、うち行政職に相当するものは14,386人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から133事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和7年職種別民間給与実態調査)

産業		企業規模	規 模 計	500 人以上	100 人以上 500 人未満
産 業 計			85 事業所	30 事業所	55 事業所
農 業 , 林 業 、 漁 業 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業、 建 設 業 製 造 業 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業 , 郵 便 業 卸 売 業 , 小 売 業 金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業			-	-	-
			7	2	5
			3	1	2
			24	7	17
			14	7	7
			4	2	2
			33	11	22

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が 16 箇所あった。
2 「500 人以上」とは、企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を、「100 人以上 500 人未満」とは、企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所をいう（以下、各表について同じ）。
3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）」である。
4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第 13 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種		学歴	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満
事務・技術関係	新 卒 事 務 員		円	円	円
		大 学 卒	203,570	206,299	198,208
		短 大 卒	183,498	187,413	175,379
	新 卒 技 術 者	高 校 卒	185,066	185,709	177,619
		大 学 卒	209,214	221,758	198,477
		短 大 卒	184,499	*	177,762
		高 校 卒	191,072	201,717	175,518
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	204,373	207,897	198,264
		短 大 卒	183,771	189,983	176,541
		高 校 卒	186,939	189,330	176,152

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。
2 「*」は、調査実人員が 2 人以下の場合である。

第 14 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上及び本表3規模100人以上500人未満の対応級欄を参照のこと。
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	143	51.8	624,036	4,040	619,996	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	109	51.3	658,907	4,330	654,577		
	短 大 卒	21	54.0	494,772	0	494,772		
	高 校 卒	13	52.0	556,431	8,341	548,090		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	41	50.4	603,154	0	603,154		
	大 学 卒	34	49.4	620,441	0	620,441		
	短 大 卒	6	53.8	536,415	0	536,415		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	104	52.0	561,322	3,292	558,030	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長一課長間)		
大 学 卒	70	52.3	601,747	1,813	599,934			
短 大 卒	13	52.2	517,472	75	517,397			
高 校 卒	21	51.0	471,104	9,467	461,637			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	36	56.7	627,402	0	627,402			
大 学 卒	28	56.4	634,507	0	634,507			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	6	57.9	597,112	0	597,112			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級		
				きまって支給 する給与(A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)				
事務・技術関係職種	人 事 課 長	241	48.7	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職			
	大 学 卒	158	47.6	518,664	10,437	508,227				
	短 大 卒	38	47.9	541,954	12,718	529,236				
	高 校 卒	43	52.7	438,737	2,798	435,939				
	中 学 卒	*	*	512,034	9,492	502,542				
	技 術 課 長	68	51.1	*	*	*				
	大 学 卒	31	50.6	541,907	10,014	531,893				
	短 大 卒	23	51.3	552,038	6,725	545,313				
	高 校 卒	14	52.2	504,651	838	503,813				
	中 学 卒	－	－	584,585	34,085	550,500				
	事 務 課 長 代 理	186	45.5	－	－	－				
	大 学 卒	131	44.5	461,160	46,497	414,663	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長－ 係長間）			
	短 大 卒	31	47.0	462,824	45,999	416,825				
	高 校 卒	22	49.4	430,500	30,203	400,297				
	中 学 卒	*	*	504,880	75,077	429,803				
	技 術 課 長 代 理	77	49.4	*	*	*				
	大 学 卒	50	48.3	536,609	58,394	478,215				
	短 大 卒	15	50.0	529,359	57,405	471,954				
	高 校 卒	12	52.9	498,928	77,865	421,063				
	中 学 卒	－	－	603,930	40,512	563,418				
	事 務 係 長	356	43.4	－	－	－				
	大 学 卒	172	40.8	395,692	51,281	344,411	係の長及び係長 級専門職			
	短 大 卒	94	45.5	387,765	53,491	334,274				
	高 校 卒	90	45.9	373,356	47,770	325,586				
	中 学 卒	－	－	430,504	50,843	379,661				
	技 術 係 長	165	46.4	－	－	－				
	大 学 卒	50	44.9	506,559	97,004	409,555				
	短 大 卒	60	48.2	480,272	91,902	388,370				
	高 校 卒	54	46.1	396,660	60,603	336,057				
	中 学 卒	*	*	639,470	137,727	501,743				
	中 学 卒	*	*	*	*	*				

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術 関係 職種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者	
	大 学 卒	374	40.5	366,137	34,398	331,739		
	短 大 卒	202	37.9	365,788	36,774	329,014		
	高 校 卒	90	43.6	332,038	30,536	301,502		
	中 学 卒	81	44.2	398,877	32,342	366,535		
		*	*	*	*	*	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	
	技 術 主 任	209	39.8	427,126	64,974	362,152		
	大 学 卒	94	38.3	385,166	49,769	335,397		
	短 大 卒	46	43.3	327,381	43,568	283,813		
	高 校 卒	69	39.6	529,388	94,083	435,305		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 員	938	37.5	278,633	28,229	250,404		
	大 学 卒	481	34.6	289,526	30,245	259,281		
	短 大 卒	207	40.0	258,460	24,774	233,686		
	高 校 卒	244	41.0	273,812	26,915	246,897		
中 学 卒	6	42.2	274,320	35,502	238,818			
技 術 係 員	408	30.4	341,044	67,587	273,457			
大 学 卒	219	29.8	339,970	64,029	275,941			
短 大 卒	63	33.3	289,190	50,416	238,774			
高 校 卒	126	30.1	364,649	80,854	283,795			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第14表の各表において同じ。)

2 規模 500 人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締 役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	44	53.4	704,672	7,476	697,196	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)		
大 学 卒	31	54.2	773,949	10,866	763,083			
短 大 卒	7	52.7	490,414	0	490,414			
高 校 卒	6	50.7	618,377	0	618,377			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	12	53.2	825,884	0	825,884			
大 学 卒	11	53.3	850,994	0	850,994			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務職種	事 務 部 次 長	35	51.5	690,117	881	689,236	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職専門職(部長一課長間)	
	大 学 卒	26	53.2	772,871	1,252	771,619		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	7	48.9	494,935	0	494,935		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	16	54.8	813,706	0	813,706		
	大 学 卒	12	54.3	848,588	0	848,588		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	55.7	693,109	0	693,109		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	94	50.3	567,909	10,314	557,595		
	短 大 卒	50	49.8	597,861	18,484	579,377		
	高 校 卒	23	46.5	449,618	756	448,862		
	中 学 卒	20	55.3	623,047	1,698	621,349		
		*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	25	50.1	676,642	22,683	653,959		
	大 学 卒	13	48.9	659,744	13,627	646,117		
	短 大 卒	6	52.6	677,349	1,934	675,415		
	高 校 卒	6	50.3	712,127	62,345	649,782		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
技術 関 係	事 務 課 長 代 理	59	45.4	479,781	13,157	466,624	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一 係長級）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	34	45.7	516,942	20,186	496,756		
	短 大 卒	17	44.6	404,726	3,734	400,992		
	高 校 卒	7	46.6	476,275	78	476,197		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長 代 理	26	49.3	625,619	7,753	617,866		
	大 学 卒	18	48.2	616,532	8,898	607,634		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	6	53.0	667,133	1,072	666,061		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
職 種	事 務 係 長	155	44.6	450,947	57,398	393,549	係の長及び係長 級専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	61	43.2	441,922	62,647	379,275		
	短 大 卒	45	44.2	404,260	54,959	349,301		
	高 校 卒	49	46.3	496,558	53,704	442,854		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 係 長	47	46.3	726,137	160,513	565,624		
	大 学 卒	8	45.0	709,510	128,773	580,737		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	37	46.6	729,334	166,688	562,646		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	202	41.1	391,640	28,570	363,070	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	101	39.0	383,464	26,464	357,000		
	短 大 卒	43	43.4	360,146	28,787	331,359		
	高 校 卒	57	43.4	425,274	32,127	393,147		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	80	39.4	560,931	92,727	468,204		
	大 学 卒	27	39.4	499,770	59,497	440,273		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	52	39.1	586,048	107,869	478,179		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 員	338	37.5	293,121	25,082	268,039		行政職1級
	大 学 卒	173	34.8	309,932	26,977	282,955		
	短 大 卒	67	40.1	256,901	21,975	234,926		
	高 校 卒	95	39.6	292,973	24,452	268,521		
	中 学 卒	3	45.2	250,596	18,464	232,132		
	技 術 係 員	109	30.6	476,367	112,701	363,666		
	大 学 卒	54	30.3	470,767	106,248	364,519		
	短 大 卒	3	34.1	472,090	114,908	357,182		
	高 校 卒	52	30.8	482,441	119,319	363,122		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	99	51.0	587,682	2,490	585,192	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	78	50.1	613,234	1,736	611,498		
	短 大 卒	14	54.6	496,892	0	496,892		
	高 校 卒	7	53.2	495,244	16,581	478,663		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	29	49.2	510,478	0	510,478		
	大 学 卒	23	47.5	512,262	0	512,262		
	短 大 卒	5	54.2	505,285	0	505,285		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	69	52.2	495,913	4,516	491,397	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大 学 卒	44	51.7	507,211	2,122	505,089			
短 大 卒	11	54.0	502,882	0	502,882			
高 校 卒	14	52.3	456,080	15,435	440,645			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 部 次 長	20	58.3	480,513	0	480,513			
大 学 卒	16	57.8	483,561	0	483,561			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	3	60.6	470,363	0	470,363			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人 事 課 長	147	47.4	円 480,293	円 10,532	円 469,761	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級、6級
	大 学 卒	108	46.4	510,709	9,496	501,213		
	短 大 卒	15	50.3	419,945	6,325	413,620		
	高 校 卒	23	49.6	380,191	18,749	361,442		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	43	51.9	438,602	300	438,302		
	大 学 卒	18	52.2	447,110	0	447,110		
	短 大 卒	17	50.7	432,001	377	431,624		
	高 校 卒	8	54.3	434,647	862	433,785		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	127	45.6	451,800	63,254	388,546	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大 学 卒	97	44.1	441,150	56,337	384,813		
	短 大 卒	14	49.8	460,432	60,941	399,491		
	高 校 卒	15	50.7	518,962	111,996	406,966		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長 代 理	51	49.5	476,843	92,397	384,446		
	大 学 卒	32	48.3	469,593	90,661	378,932		
	短 大 卒	13	51.1	485,973	90,158	395,815		
	高 校 卒	6	52.6	496,045	107,836	388,209		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	201	42.5	348,952	46,106	302,846	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大 学 卒	111	39.4	356,255	48,164	308,091		
	短 大 卒	49	46.8	344,820	41,131	303,689		
	高 校 卒	41	45.2	334,613	46,690	287,923		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 係 長	118	46.5	389,858	63,251	326,607		
	大 学 卒	42	44.9	411,625	80,860	330,765		
	短 大 卒	58	48.2	384,161	55,389	328,772		
	高 校 卒	17	44.3	354,996	46,049	308,947		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術 関係 職種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	172	39.6	329,325	42,811	286,514		
	短大卒	101	36.5	344,655	49,100	295,555		
	高校卒	47	43.8	303,488	32,313	271,175		
	中学卒	24	46.9	306,163	33,098	273,065		
		－	－	－	－	－		
	技術主任	129	40.0	322,829	43,341	279,488		
	大学卒	67	37.7	330,038	45,089	284,949		
	短大卒	45	42.9	315,284	41,320	273,964		
	高校卒	17	41.4	314,883	41,895	272,988		
	中学卒	－	－	－	－	－		
事務・技術 関係 職種	事務係員	600	37.5	269,011	30,318	238,693		行政職1級
	大学卒	308	34.5	277,591	32,156	245,435		
	短大卒	140	39.9	259,459	26,565	232,894		
	高校卒	149	42.1	257,471	29,016	228,455		
	中学卒	3	38.1	306,730	58,777	247,953		
	技術係員	299	30.3	284,280	48,663	235,617		
	大学卒	165	29.6	291,649	48,432	243,217		
	短大卒	60	33.3	278,322	46,584	231,738		
	高校卒	74	29.5	272,145	50,647	221,498		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
技能・労務 関係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 自 動 車 運 転 手	－	－	－	－	－	
	守 衛	－	－	－	－	－	
	用 務 員	*	*	*	*	*	
海事関係 職種	船 長・機 関 長	－	－	－	－	－	総トン数5トン以上の汽船の乗組員
	一等航海士・機関士	－	－	－	－	－	同上
	二等航海士・機関士	－	－	－	－	－	同上
	三等航海士・機関士	－	－	－	－	－	同上
	運 航 士	－	－	－	－	－	同上
	甲 板 長・操 機 長	－	－	－	－	－	同上
	甲 板 手・操 機 手	10	40.2	648,167	137,210	510,957	同上
	甲 板 員・機 関 員	－	－	－	－	－	同上

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
教育関係職種	大 学 学 長・ 副 学 長・ 学 部 長	人	歳	円	円	円	
	大 学 教 授	-	-	-	-	-	
	大 学 准 教 授	-	-	-	-	-	
	大 学 講 師	-	-	-	-	-	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 諭	15	42.7	480,340	0	480,340	
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の研究所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2 室 (係) 以上又は構成員7人以上の部 (課) の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員 3 人以上の室 (係) の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位の者 (研究所 長の職名を有する者、上記研究 部 (課) 長及び研究室 (係) 長) を除く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
	病 院 長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	－	－	－	－	－	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	4	41.2	1,129,500	58,125	1,071,375	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	13	33.0	849,609	97,260	752,349	
	歯 科 医 師	－	－	－	－	－	
医療関係職種	薬 局 長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	10	42.4	365,946	11,355	354,591	
	診療放射線技師	28	42.3	315,205	3,382	311,823	
	臨床検査技師	36	45.3	321,989	16,030	305,959	
	栄 養 士	19	35.4	267,441	3,413	264,028	
	理 学 療 法 士	67	37.3	305,368	6,682	298,686	
	作 業 療 法 士	81	40.2	288,166	3,043	285,123	
	総 看 護 師 長	4	53.0	437,216	0	437,216	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	61	46.3	400,302	16,815	383,487	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	199	42.6	356,040	29,451	326,589	
	准 看 護 師	47	48.0	282,027	35,914	246,113	

第 15 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
59.5	40.5	60.3	39.7	58.0	42.0

3 標準生計費及び 労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和7年4月分)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 33,000	円 44,580	円 57,010	円 69,440	円 81,880
住 居 関 係 費	67,490	87,610	73,110	58,630	44,130
被 服 ・ 履 物 費	4,340	3,120	4,970	6,820	8,670
雑 費 I	15,970	23,400	32,590	41,770	50,960
雑 費 II	7,620	12,400	16,220	20,050	23,870
合 計	128,420	171,110	183,900	196,710	209,510

令和7年4月の標準生計費算定方法

- 1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費・・・食料
住 居 関 係 費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費・・・被服及び履物
雑 費 I・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)
- 2 2人～5人世帯については、家計調査における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第17表 労働経済指標

項 目 年 度 年 月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年 比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全失 業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	全 国 (時間)	沖 縄 県 (時間)
令和5年度	0.5	0.8	1.29	2.6	309.4	1.7	233.1	0.4	284.7	1.9	217.1	0.7	143.4	142.0
令和6年度	0.8	1.2	1.25	2.5	316.8	2.7	237.5	1.9	292.0	2.8	219.9	1.3	142.3	141.1
令和6年4月	0.7	1.1	1.26	2.6	316.5	2.3	237.2	0.6	291.3	2.5	218.0	△0.8	147.5	146.2
5月		1.2	1.25	2.6	315.0	2.8	236.0	0.3	290.8	2.9	218.7	△1.0	143.6	143.9
6月		1.4	1.24	2.5	317.1	2.8	235.2	△0.4	292.8	3.0	217.9	△1.4	145.6	142.6
7月	0.3	1.3	1.25	2.6	317.5	2.8	236.6	0.7	292.9	3.0	219.1	△0.1	148.0	145.4
8月		1.3	1.24	2.5	315.9	3.2	238.6	2.0	291.4	3.2	220.3	0.8	138.3	145.2
9月		1.2	1.25	2.4	316.5	2.8	233.6	△0.2	292.5	3.1	216.8	△0.7	139.5	140.0
10月	0.6	1.4	1.25	2.5	319.1	2.9	238.0	2.0	293.6	2.9	221.0	1.4	146.7	145.3
11月		1.1	1.25	2.5	319.9	3.1	237.0	1.5	293.9	3.1	220.0	1.0	146.4	142.6
12月		1.1	1.25	2.5	319.9	3.1	239.7	2.2	294.3	3.1	222.3	1.6	142.2	141.3
令和7年1月	0.1	1.1	1.26	2.5	314.1	2.6	238.5	3.7	289.9	2.6	220.9	4.0	135.0	134.3
2月		1.0	1.24	2.4	313.5	1.8	237.1	2.9	289.0	1.6	219.3	3.2	135.6	129.1
3月		0.9	1.26	2.5	316.7	1.4	242.5	3.1	291.9	1.6	224.1	3.5	138.1	137.5
4月	0.3	1.1	1.26	2.5	324.0	2.3	244.1	2.9	298.4	2.4	225.6	3.5	145.4	141.0
5月		1.1	1.24	2.5	321.4	2.0	249.7	5.7	296.9	2.1	232.4	6.3	140.5	139.1
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省										

- (注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
3 ⑨、⑩の令和5年度、6年度の欄は、それぞれ令和5暦年、6暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消費者物価総合 指数前年比		⑪ 国内企業 物価指数	項 目 年 度 年 月
		全 国				那 覇 市						前年比	
全国	沖縄県	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	全国	那覇市	前年比					
(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	
12.0	9.5	294.0	1.1	318.8	△0.6	251.2	△0.2	273.5	△5.6	3.2	3.8	2.4	令和5年度
11.7	9.6	300.2	2.1	325.1	2.0	256.3	2.0	284.4	4.0	2.7	3.4	3.3	令和6年度
12.2	10.4	313.3	3.4	345.0	3.2	278.3	14.0	330	19.8	2.5	2.7	0.9	令和6年4月
11.5	9.5	290.3	1.4	318.6	2.2	242.5	△5.2	274.5	△0.3	2.8	3.4	2.3	5月
11.6	9.4	280.9	1.9	300.2	0.6	254.5	8.7	282.0	8.6	2.8	2.1	2.6	6月
11.8	9.8	290.9	3.3	312.6	2.0	254.5	2.8	274.9	0.1	2.8	3.2	3.1	7月
10.8	10.2	297.5	1.5	318.8	2.3	286.8	12.7	321.9	19.9	3.0	2.9	2.6	8月
11.5	9.4	288.0	1.8	308.4	△1.1	255.1	3.6	271.2	1.3	2.5	3.3	3.1	9月
12.2	9.3	305.8	1.3	327.6	△0.9	239.1	△12.0	245.4	△7.5	2.3	3.4	3.7	10月
12.1	9.7	295.5	3.0	316.5	4.9	244.4	2.8	270.4	11.0	2.9	3.6	3.8	11月
11.7	9.6	352.6	7.0	379.2	8.7	272.4	△8.4	316.6	△3.0	3.6	4.5	4.0	12月
11.1	9.0	305.5	5.5	331.3	5.8	247.6	0.3	289.2	11.1	4.0	5.0	4.2	令和7年1月
11.4	8.7	290.5	3.8	314.0	2.0	216.7	△8.9	250.0	△7.5	3.7	4.5	4.3	2月
11.8	9.6	339.2	6.4	383.0	8.2	257.3	△2.3	295.4	0.2	3.6	4.5	4.3	3月
12.0	9.2	325.7	4.0	363.2	5.3	262.1	△5.8	304.5	△7.7	3.6	3.9	4.1	4月
11.3	8.9	316.1	8.9	351.5	10.3	262.0	8.0	301.3	9.8	3.5	3.6	3.3	5月
		総 務 省										日本銀行	資料出所

4 人事院勧告等の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

〔令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較〕【令和7年4月実施】

● 俸給

- ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

令和 7 年 職員の給与に関する報告及び勧告 公務運営の課題に関する報告

令和 7 年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541
印刷 (株)国際印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、380部作成し、1部当たりの印刷単価は2,640円（1円未満は切捨）です。

